

(別記様式第1号)

| | |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成30年度 |
| 計画主体 | 栄町 |

栄町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 栄町産業課
所在地 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番
電話番号 0476-33-7713
FAX番号 0476-33-7720
メールアドレス sangyou@toun.sakae.chiba.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|------------------------------------|
| 対象鳥獣 | スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、タヌキ、ハクビシン、イノシシ、ウサギ |
| 計画期間 | 平成31年度～平成33年度 |
| 対象地域 | 栄町 |

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|-------|-----------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| スズメ | 稲 | 1,580 千円 1.30ha |
| カラス | 豆類、野菜 | 1,396 千円 1.10ha |
| カモ | 稲 | 850 千円 0.70ha |
| ムクドリ | 豆類 | 420 千円 0.70ha |
| タヌキ | 豆類、野菜 | 749 千円 0.35ha |
| ハクビシン | 野菜 | 695 千円 0.05ha |
| イノシシ | — | —千円 —ha |
| ウサギ | — | —千円 —ha |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <p>スズメ 8月～9月の水稻の収穫期に、被害を受けている。被害区域は町内全域に及んでいる。</p> <p>カラス 年間を通じ町内の全域において畑作物全般に被害を受けている。また、被害数値を計上するには、至っていないが果樹にも被害が及んでいる。</p> <p>カモ 7月～8月の水稻の収穫期に、町内の全域において被害を受けている。</p> <p>ムクドリ 年間を通じ町内の全域において畑作物全般に被害を受けている。また、被害数値を計上するには、至っていないが果樹にも被害が及んでいる。</p> <p>タヌキ 年間を通じ町内の全域において畑作物全般に被害を受けている。また、被害数値を計上するには、至っていないが果樹にも被害が及んでいる。個体数は、増加の傾向にある。</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>ハクビシン 年間を通じて畑作物全般に被害を受けている。また、被害数値を計上するには至っていないが果樹にも被害が及び被害地域は町内全域に及ぶ。個体数は増加の傾向にある。</p> <p>イノシシ 現時点においては、農作物等の被害はないが、隣接市に被害が及んでいることから今後被害が想定される。</p> <p>ウサギ 現時点においては、農作物等の被害の報告はないが、目撃情報が寄せられている。個体数が増加の傾向にある。</p> |
|--|

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（平成29年度） | | 目標値（平成33年度） | |
|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| スズメ | 1,580 千円 | 1.30ha | 1,500 千円 | 1.0ha |
| カラス | 1,396 千円 | 1.10ha | 1,300 千円 | 0.9ha |
| カモ | 850 千円 | 0.70ha | 800 千円 | 0.6ha |
| ムクドリ | 420 千円 | 0.70ha | 370 千円 | 0.5ha |
| タヌキ | 749 千円 | 0.35ha | 720 千円 | 0.3ha |
| ハクビシン | 695 千円 | 0.05ha | 700 千円 | 0.1ha |
| イノシシ | —千円 | —ha | 0 千円 | 0.0ha |
| ウサギ | —千円 | —ha | 0 千円 | 0.0ha |
| 合計 | 5,690 千円 | 4.2ha | 5,390 千円 | 3.4ha |

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|---|--|
| 捕獲等に関する取組 | 銃器による捕獲を成田猟友会の協力により実施してきた。捕獲鳥獣の処理方法は、捕獲現場での埋設又は清掃センターで焼却処理している。 [イノシシ捕獲用箱わな3台・くくりわな15台確保。] | 捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、担い手の育成確保が急務となっている。 また、タヌキ、ハクビシン等について、銃器による捕獲が困難なことから、わなによる捕獲の強化が必要。 |

| | | |
|---------------|---|---|
| 防護柵の設置等に関する取組 | — | — |
|---------------|---|---|

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の農作物への被害の減少及び個体数の削減に向け、銃器使用の他わなによる捕獲も併用していく。わなについては、町で捕獲機（箱わな）を購入し捕獲従事者に貸与する。

また、農業者等に対しても狩猟免許（わな猟免許）取得を推進していく。

なお、イノシシに関しては農家や猟友会、JA等から目撃情報を収集し、早期捕獲に取り組んで行く。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

当面は、成田猟友会の捕獲隊を中心に銃猟免許、わな猟免許所持者による捕獲・追払い活動等を実施していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------------|-------------------------------|---|
| 平成31年度 ～ 平成33年度 | スズメ、カラス カモ、ムクドリ タヌキ、ハクビ | 成田猟友会と連携し銃器による追いかいや捕獲を実施する。 町で捕獲機（箱わな）を購入し捕獲従事 |

| | | |
|--|----------------|--|
| | シン、イノシシ ウサギ | 者に貸与する。 農業者等に対しても狩猟免許の取得を 推進し、担い手の育成確保を図る。 |
|--|----------------|--|

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|--|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 過去の捕獲実績、被害多発地域からの出没状況の聞き取り、鳥獣保護管理員の意見などから被害状況を把握し計画する。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|--------|--------|
| | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
| スズメ | 20羽 | 20羽 | 20羽 |
| カラス | 20羽 | 20羽 | 20羽 |
| カモ | 30羽 | 30羽 | 30羽 |
| ムクドリ | 10羽 | 10羽 | 10羽 |
| タヌキ | 20頭 | 20頭 | 20頭 |
| ハクビシン | 20頭 | 20頭 | 20頭 |
| イノシシ | —頭 | —頭 | —頭 |
| ウサギ | —頭 | —頭 | —頭 |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| |
|---|
| 捕獲等の取組内容 |
| 被害の多い区域及びその周辺地を中心に、鳥類については通年銃器による捕獲を実施し、獣類については、箱わなにより捕獲の強化を図る。 |

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| [該当なし] |

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合に

は、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|---------------------------------|
| 該当無し | 被害状況の推移を確認しつつ、許可権限移譲について検討を進める。 |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|--------------|--------------|--------------|
| | 平成 3 1 年度 | 平成 3 2 年度 | 平成 3 3 年度 |
| イノシシ | 被害状況により検討する。 | 被害状況により検討する。 | 被害状況により検討する。 |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|--------------------------|---|--------------------------------------|
| 平成 3 1 ～ 平成 3 3 年度 | スズメ、カラス カモ、ムクドリ タヌキ、ハクビ シン、イノシシ ウサギ | 成田猟友会と連携し、被害防止に効果的な有害鳥獣捕獲事業の実施をしていく。 |

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

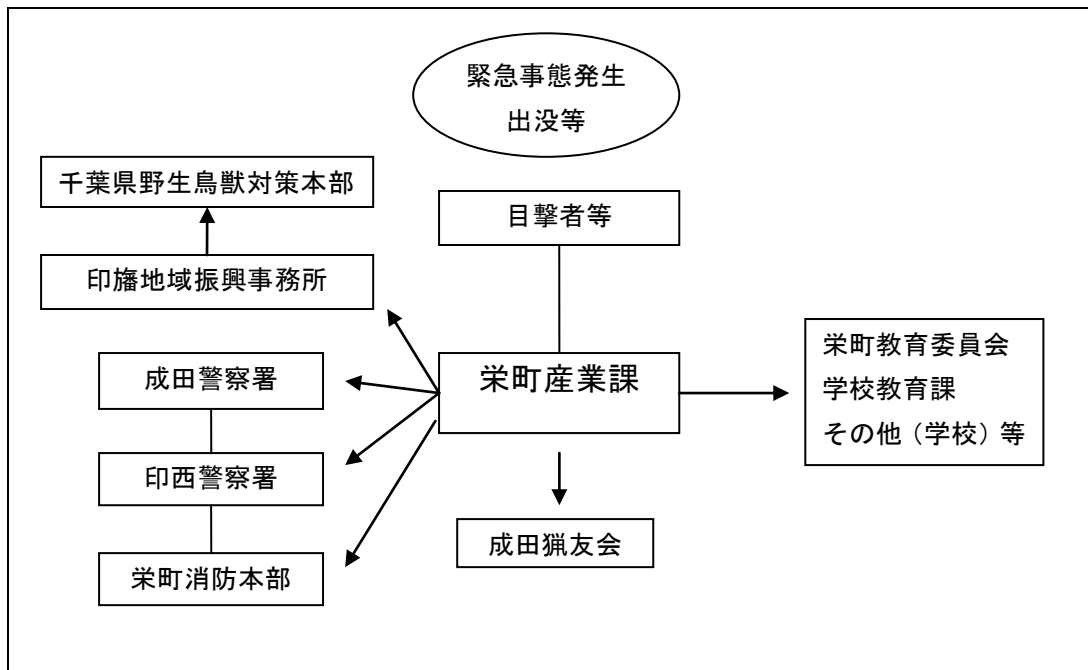
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|--------------------------|-----------------------------|
| 千葉県野生鳥獣対策本部 印旛地域振興事務所 | 捕獲許可及び捕獲指導 対策の推進 情報収集 |
| 成田警察署 | 個人の生命、身体及び財産の保護 情報収集 |
| 印西警察署 | 個人の生命、身体及び財産の保護 情報収集 |
| 栄町消防本部 | 人命救助 情報収集 |
| 栄町 | 対策の推進 情報収集 |
| 成田猟友会 | 有害鳥獣捕獲の実施 対策の推進 情報収集 |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には捕獲現場での埋却処理又は清掃センターでの焼却処理を行うこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシについて、出来るかぎりになるが、自家消費により有効利用を図る。

その他の鳥獣は、食品としての利用に適していないことから利用を推進することは困難である。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | |
|---------|----|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| | |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|--------------|--------------|
| 千葉県野生鳥獣対策本部 | 情報提供 |
| 千葉県印旛地域振興事務所 | 捕獲許可、捕獲に係る指導 |
| 千葉県印旛農業事務所 | 情報提供 |

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|---|
| 今後の有害鳥獣による農作物等への被害状況に応じて、鳥獣被害実施隊の設置を検討する。 |
|---|

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

| |
|--|
| |
|--|

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|---|
| 本計画に記載のない鳥獣による被害が発生した場合や、被害対策等に重要な変更が生じた場合は、その都度、関係機関と協議を行い、効果的な対策の実施を目標に、計画の見直しを行うものとする。 |
|---|

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。